

# 横浜市立新羽中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定 平成30年2月28日改正

「いじめ防止対策推進法」の施行に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「横浜市いじめ防止基本方針」の下、「横浜市立新羽中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ○ いじめの定義

・法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ○ いじめ防止に向けての基本理念

- ・いじめは、どの集団どの生徒にも起こりうる、もっとも身近で深刻な人権侵害であることを理解し、組織的に対応し、いじめの未然防止に努める。
- ・学校生活のあらゆる場面において、他者との関わり方やコミュニケーション能力の向上、お互いを思いやる豊かな心や自己肯定感の育成を図り、誰もが安心して安全な学校生活を送れるように努める。
- ・ひとり一人の生徒理解を深め、生徒との信頼関係の構築を図るとともに、保護者や地域から信頼される学校作りに努める。

## 2 いじめ防止対策委員会

### ○ 構成

- ・校長、副校長、教務主任、学年主任、主幹教諭、生徒指導専任教諭  
\*必要に応じ、心理や福祉（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）等、専門職の参加を求める。

### ○ 運営

- ・月1回以上、開催する。いじめと疑われる事案が発生した場合は、直ちに開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### ○ 活動内容

- ・いじめ事案（防止、早期発見、対応等）に関して、中核となり、組織的な取組の推進機関となる。
- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめに関する情報の収集、記録、共有を行う。
- ・いじめを察知した場合には、情報共有、関係生徒に対する聴き取り等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等、対応を組織的に行う。
- ・年間計画の作成、修正、校内研修等の企画、実施を行う。
- ・いじめ防止基本方針の点検、見直しを行う。

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### ○ 未然防止へ向けた取組

- ・学校生活のあらゆる場面において、他者とのかかわり方、コミュニケーション能力の向上を図る。
- ・体験的な活動を通じて、お互いを認め合う思いやりの心や自己肯定感を育む。
- ・道徳教育を中心に、豊かな人権感覚を養う授業展開を行う。
- ・情報教育を中心に、情報モラルを育成する。
- ・生徒会活動、学級活動、部活動等の中で、いじめ防止に向けた、生徒の主体的活動を推進する。
- ・学校説明会、学校運営協議会、学校・家庭・地域連携事業実行委員会等を通じて、保護者や地域にいじめ防止に向けた取組の理解と協力を仰ぐ。
- ・職員研修を実施する。

#### ○ 早期発見へ向けた取組

- ・学校生活のあらゆる場면을、生徒理解の場面と捉え、生徒との信頼関係の構築に努める。
- ・定期的にアンケートを実施する。
- ・定期的に教育相談を実施する。
- ・職員研修を実施する。

#### ○ 対応・措置

- ・いじめ防止対策委員会を中心に、組織的に速やかに対応する。
- ・被害生徒、保護者に対して、心情に寄り添い、きめ細やかに対応する。
- ・加害生徒に対して、教育的配慮の下、保護者と緊密に連携して指導にあたり必要とされる措置を講ずる。
- ・必要に応じ、関係機関と連携し、いじめの解決を図る。

#### ○ いじめの解消

- ・いじめ行為が3か月止んでおり、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない場合に、いじめは解消したこととする。

#### ○ いじめ防止の研修

- ・生徒理解研修の充実を図る。
- ・いじめ防止及び対応等に関する研修を実施する。

#### ○ 家庭・地域との連携の活用

- ・「学校運営協議会」や「学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題等、学校が抱える課題を家庭・地域と共有し、連携・協働して解決に取り組む仕組みづくりを推進する。

## ○ 年間計画

- ・いじめ防止対策委員会の開催
- ・職員研修の開催
- ・学校説明会の開催
- ・生徒向けアンケート（いじめ解決一斉キャンペーンを含む）の実施
- ・生徒向け教育相談の実施
- ・生徒、保護者面談の実施
- ・学校運営協議会の開催
- ・学校、家庭、地域連携事業実行委員会の開催

## 4 重大事態への対処

### ○ 重大事態の定義

- ・法第28条第1項にあるように、「いじめの重大事態」とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第1号）。いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とする。

### ○ 報告

- ・横浜市教育委員会へ速やかに報告する。
  - \* 必要に応じて、専門機関や警察等の関係機関へ連絡し、支援を要請する。

### ○ 調査

- ・いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

### ○ 提供

- ・調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、明らかとなった事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

### ○ 点検・見直し及び改定

- ・いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、定期的に点検を行い、必要がある場合は、見直しを検討し、必要に応じていじめ防止基本方針の改定を行う。